

第13号議案

令和5年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算を提出する。

令和6年3月4日

新宮町長 桐島光昭

## 令和 5 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算

令和 5 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 178 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43, 870 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 4 日提出

新宮町長 桐島光昭

第1表 島入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 15,690	千円 △395	千円 15,295
1 使用料		15,660	△395	15,265
3 繰入金		12,309	△2,249	10,060
1 一般会計繰入金		12,309	△2,249	10,060
4 繰越金		653	2,466	3,119
1 繰越金		653	2,466	3,119
歳 入 合 計		44,048	△178	43,870

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 29, 532	千円 △178	千円 29, 354
	1 施設管理費	29, 093	△178	28, 915
	歳 出 合 計	44, 048	△178	43, 870

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	千円 15,690	千円 △395	千円 15,295
3 繰入金	12,309	△2,249	10,060
4 繰越金	653	2,466	3,119
歳入合計	44,048	△178	43,870



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	29,532	△178	29,354
歳出合計	44,048	△178	43,870

補正額の財源内訳				一般財源
特定期財源				
国県支出金	地方債	その他		
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	0	△178

## 2 歳 入

### 1款 使用料及び手数料

#### 1項 使用料

△395千円

△395千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務使用料	千円 15,660	千円 △395	千円 15,265
計	15,660	△395	15,265

節		説 明
区 分	金 額	
1 診療報酬	千円 △1,155	診療報酬 △1,155
2 診療報酬外使 用料	760	診療報酬外使用料 760

### 3款 繰入金

#### 1項 一般会計繰入金

△2,249千円

△2,249千円

1 一般会計繰入金	12,309	△2,249	10,060
計	12,309	△2,249	10,060

1 一般会計繰入 金	△2,249	一般会計繰入金	△2,249

### 4款 繰越金

#### 1項 繰越金

2,466千円

2,466千円

1 繰越金	653	2,466	3,119
計	653	2,466	3,119

1 繰越金	2,466	前年度繰越金	2,466

## 3 歳 出

## 1款 総務費

## 1項 施設管理費

△178千円

△178千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 29,093	千円 △178	千円 28,915	千円	千円	千円	千円 △178
計	29,093	△178	28,915	0	0	0	△178

節		説 明
区 分	金 額	
4 共済費	千円 22	千円 22 県市町村職員共済組合負担金
12 委託料	△200	代診医師業務委託料 △200